

件 名	道路内の建築制限に係る特例許可について			
申 請 者	学校法人修道学園			
建 築 場 所	広島市中区南千田西町			
用 途 地 域	第一種住居地域、近隣商業地域	防火指定	準防火地域	
用途・規模	用 途	渡り廊下	工事種別	新築
	構 造	鉄骨造		
	階 数	—	高 さ	8.70m
	敷地面積	—		
	建築面積	23.63 m ²	建蔽率	—
	延べ面積	23.63 m ²	容積率	—

該 当 条 項 建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号

申請理由

申請に係る計画は、既存の道路上空渡り廊下（昭和 53 年に許可を受けて建築されたもの）の建替えである。学校法人修道学園の敷地が建築基準法上の道路（市道）により分断されており、敷地間を生徒が往来する必要がある、学校生活における安全配慮のために、建築基準法（以下「法」という。）第 42 条第 1 項に規定する道路内に渡り廊下を建築するものである。

法第 44 条第 1 項は、当該道路内における建築物の建築を原則禁止しているため、同項ただし書の規定による許可を求めるものである。

付近見取図



許可に対する意見

申請に係る計画建物は、学校の用途に供するものであり、安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められる。

許可の考え方について

法第 44 条第 1 項ただし書、同項第 4 号及び同法施行令第 145 条第 2 項第 1 号は、学校の用途に供する建築物で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したものは、建築できると規定している。

1 安全上、防火上及び衛生上他の建築物に対する影響、周囲の環境に対する影響等について

渡り廊下は、下記のような整備上の基準や配慮から、他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められる。

(1) 安全上の観点

渡り廊下の支柱は道路内には設置されていない。また、道路面から渡り廊下の下端までの高さは約 4.5m 確保されており、道路の通行の支障とならないようにしている。

渡り廊下の側面には、落下防止対策として床面から高さが 1.5m 以上の壁が設けてあり、道路に面する部分には、落下するおそれのない材料を使用している。

(2) 防火上の観点

渡り廊下は、通行専用の用途として使用されるものであり、火種はなく、渡り廊下の床、柱、梁は耐火構造としている。

(3) 衛生上の観点

渡り廊下から隣地までの水平距離は、10m 以上離れており、周辺への日照、通風、採光等に関する影響はない。

2 連絡協議会の検討結果

道路の上空に建築する場合については、道路占用等、関係機関（道路交通法、道路法、消防法、都市計画法を所管する部署）が多岐にわたっていることから、本市においては、事務の連絡及び調整を行うために、当該機関で構成する「連絡協議会」を設けている。

「道路の上空に設ける通路に係る連絡協議会」を书面開催し連絡調整を行った結果、設置に支障がないことで関係機関の意見が一致している。

3 許可の考え方

現状、多数の生徒が授業及び部活等で敷地間を行き来している。本計画は、道路を横断する生徒の通行の安全を確保するために道路の上空に渡り廊下を建築するものである。

渡り廊下は、学校の用途に供する建築物であり、安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、周囲の環境を害するおそれがないことから、許可できると考える。

建築基準法（抜粋）

（道路内の建築制限）

第四十四条 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

一 ～三 省略

四 公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの

建築基準法施行令（抜粋）

（道路内に建築することができる建築物に関する基準等）

第百四十五条 省略

- 2 法第四十四条第一項第四号の規定により政令で定める建築物は、道路（高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。以下この項において同じ。））、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供するものを除く。）の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、主要構造部が耐火構造であり、又は不燃材料で造られている建築物に設けられるもの、高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の上空に設けられる建築物、高架の道路の路面下に設けられる建築物並びに自動車のみの交通の用に供する道路に設けられる建築物である休憩所、給油所及び自動車修理所（高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路の上空に設けられるもの及び高架の道路の路面下に設けられるものを除く。）とする。
- 一 学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なもの
 - 二 建築物の五階以上の階に設けられるもので、その建築物の避難施設として必要なもの
 - 三 多数人の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの
- 3 前項の建築物のうち、道路の上空に設けられるものの構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。
- 一 構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料で造ること。
 - 二 屋外に面する部分には、ガラス（網入ガラスを除く。）、瓦かわら、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料を用いないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。
 - 三 道路の上空に設けられる建築物が渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物である場合においては、その側面には、床面からの高さが一・五メートル以上の壁を設け、その壁の床面からの高さが一・五メートル以下の部分に開口部を設けるときは、これにはめごろし戸を設けること。